

伊丹市中心市街地活性化基本計画策定業務委託に係る仕様書

1. 業務委託名

伊丹市中心市街地活性化基本計画策定業務委託

2. 業務目的

本業務は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法律」という。）第9条に基づき、既に本市において令和4年3月に認定された「伊丹市中心市街地活性化基本計画」（以下「基本計画」という。）に規定する各事業の成果等を分析し、総括的な事後評価を実施するとともに、現在本市における中心市街地の産業等を取り巻く状況の分析や各種調査を行い、その結果を踏まえ、取組みの方向性を整理・検討するとともに、実現に向け必要な具体的施策等を設定し反映させた、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする第4期基本計画を策定し、内閣府に認定を受けることを目的とする。

3. 履行期間

締結の日から令和9年3月31日までとする。

4. 予定価格

7,953,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務内容

業務を遂行するに当たり、内閣府地方創生推進事務局が作成する「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」をはじめ、国や県・関係機関が定める基本指針や通知、考え方ならびに、伊丹市の上位計画等（伊丹市総合計画、伊丹市都市計画マスタープラン、令和8年度に策定予定の伊丹市ブランド戦略等）との整合性等を図り、各種計画・調査・報告等の分析、市民意識の分析、および国の動向等に基づき、下記の業務について委託を行う。

なお、第3期基本計画の進捗状況と達成度等を把握し、第3期基本計画策定の際の調査結果および今後国の提示する計画の策定に向けた調査内容等を勘案しながら行うものとする。

ただし、各種調査に関しては下記の内容を予定としているが、策定を進める中で、追加で資料の収集・調査が必要となった場合は柔軟に対応すること。

(1) 第3期基本計画の総括・事後評価

①資料収集整理

②成果の把握・分析評価

ア 事業の実施状況の把握

イ 数値目標の達成状況の把握

ウ その他数値指標等の検討

数値目標以外で、事業効果が見られる指標について、検討・評価を行う。

エ 各種データの検証

第3期基本計画に記載されている統計的な各種データ（人口、産業、商業、公共交通等）の動向を把握し、郊外部や他都市と比較するとともに、影響を与える要因等の分析や課題抽出など評価・検証を行う。

③報告書の作成

検証結果を整理し、事後評価報告書として取りまとめる。

④令和8年度最終フォローアップ案の作成

(2) 第4期基本計画の作成支援業務

①資料収集・整理

第4期基本計画の作成に必要な各種資料の収集・整理を行う。

②現状把握

中心市街地の現状把握として以下ア～コの調査を行い、それぞれについて分析・報告を行う。

ア 市民アンケート

イ 来街者アンケート（5地点） 30サンプル/地点×2日（アンケート調査の実施、入力、集計を含む）

ウ 中心市街地域内の商店街・商業者アンケート 13商店街約400店舗

エ 中心市街地域内の商業者意見交換会の実施（最低2回）及び意見収集

オ 市民意識調査、各施設等における利用者調査、その他伊丹市が提供する市民意識や事業者ニーズ等を調査した資料（伊丹市が調査結果を提供する）

カ 国・県・近隣他市・類似他市における産業政策の動向

キ 各種統計資料等による市内及び中心市街地域内の産業等の状況

ク 中心市街地域内の産業や企業活動、観光等の分野における現状と課題

ケ 中心市街地域内の商圈調査

コ その他、現状把握及び今後の取り組み方針の検討に必要な調査の実施

※アのアンケート調査については、伊丹市の広報紙にて記事を掲載し、インターネット回答を予定。記事の作成・掲載は伊丹市が行うものであるが、インターネット回答フォームの作成、アンケート項目の検討協議、集計作業は受託者が行うもの。

※イのアンケート調査については、アンケート項目の検討協議、調査の実施、入力、集計作業を受託者が行うものとする。調査方法については、原則、調査票に基づく来街者への聞き取りとする。また、調査方法の変更により、郵送等による調査票の回収が必要になる場合があるため、調査票の返信にかかる費用（返送用封筒作成・送料含む）も見積金額に含めること。

※ウのアンケート調査については、対象者への送付は伊丹市が行うものであるが、アンケート項目の検討協議、回収、入力、集計作業は受託者が行うもの。また、調査票の返信にかかる費用（返送用封筒作成・送料含む）も見積金額に含めること。

※共通事項

・データ入力、単純集計、地域別・属性別集計、設問間のクロス集計、自由回答の取りまと

めと分析のほか、伊丹市と協議して分析に必要なクロス集計を行う。

- ・集計結果と併せて、集計元データの一覧表もデータ提供すること。
- ・アンケート調査については、より多くのアンケート回答数を収集する工夫（プレゼントキャンペーン、イベント開催時に調査を行うなど）を行うこと。また、その費用も見積金額に含めること。

③課題整理

第3期基本計画の総括・事後評価及び②ア～コの調査結果を踏まえた中心市街地の課題整理を行う。

④目標・評価指標等の提案

伊丹市が作成した第4期基本計画概要（案）を踏まえ、目標を明確にするとともに、その達成度を評価する評価指標・数値目標を提案する。また、数値目標の検討にあたっては、その積算根拠となる事業効果の発現と目標数値との関係について、統計的な考察を行うこと。その際、必要であれば伊丹市の過去の事業や他都市の類似事業等の情報を調査し、それを用いて考察を行うこと。

⑤具体的事業の提案及び整理

第3期基本計画の総括・事後評価から示された中心市街地活性化に向けた課題や伊丹市が作成した第4期基本計画概要（案）を踏まえ、第3期基本計画に掲載されている事業及び他都市において実施されている事業の情報等を参考に、④で設定した数値目標の達成に寄与する具体的事業を検討・提案する。特に、以下ア～エの事業について重点的に検討・提案する。また、具体的事業の内容と①～④の分析を関連付けて整理し、必要な助言を行う。

- ア 人材の発掘、育成に寄与する事業
- イ 令和8年度に策定予定の伊丹市ブランド戦略との連携事業
- ウ 子育て世代を中心とした人口増に寄与する事業
- エ 第3期計画からの継続事業をブラッシュアップさせた事業

⑥第4期基本計画本編並びに概要版の作成

(1) や①～⑤の調査・分析結果を基に、第4期基本計画本編並びに概要版の作成を行う。

⑦関係機関等との協議資料の作成及び中心市街地活性化協議会等の運営支援業務

- ア 国・関係機関、庁内関係部署との協議に必要な資料の作成及び協議の支援を行う。
- イ 中心市街地活性化協議会及び関係会議の開催にあたり、資料及び議事録作成等の運営支援を行う。
- ウ パブリックコメントについて、計画素案に対する意見の入力及び回答案のとりまとめを行う。

⑧その他、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」に記載されている認定に係る流れで必要な業務等

6. 想定スケジュール

第4期基本計画策定にあたり、以下のスケジュールに沿って計画書案等を作成すること。なお、スケジュールは予定であり、変更することがある。詳細なスケジュールについては、契約締結後

に伊丹市と協議の上で受託者が作成することとする。

令和8年

- 6月 担当ヒアリングで内閣府に計画概要等を提出
- 7月 幹部ヒアリングで内閣府に計画概要等を提出
- 8月 内閣府に計画書素案等を提出（9月市議会において公表予定）
- 10月～11月 基本計画書案のパブリックコメントを実施

令和9年

- 1月 内閣府に本申請を行う
- 1月～3月 内閣府及び各省との協議
- 3月 計画認定

7. 成果物

- (ア) 業務報告書
 - (イ) 第4期基本計画本編（A4版・カラー、製本）20部
 - (ウ) 第4期基本計画概要版（A4版・カラー）20部
 - (エ) 上記成果品及びその他関連資料を収録した電子ファイル（CD又はDVD）一式
- ※Windows Microsoft Word、Excel 又はPower Point 形式を使用すること。

8. その他

①業務遂行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び「伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他保有の個人情報について適切に管理し、以下の項目を履行するとともに、必要な措置を講じなければならない。

ア 知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、その取扱いについて、「機密保持及び個人情報取扱特記事項（特定個人情報を含む）」を守らなければならない。

イ 前号の定めに違反することで発生した損害は賠償しなければならない。

②本事業により履行した内容、生じた財産権、知的財産権、著作権（著作者人格権を含む）は、原則伊丹市に帰属するものとし、受託者は市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。成果品又は収集した資料を適切な管理のもと5年間保存するものとする。また、成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。

③受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

④受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として伊丹市に提出し、伊丹市の承諾を得るものとする。

⑤受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。

⑥受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、上記⑤のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を、業務を着手すると同時に通知するものとする。

- ⑦受託者は、伊丹市と必要に応じて適宜進捗状況を報告し打合せを行うものとする。その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- ⑧受託者は、関係する機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく伊丹市に報告するものとする。
- ⑨受託者は伊丹市から常に連絡を受け取れる状態とし、担当課からの申し出があった際は、担当課に出向き、調整等を行うこととする。
- ⑩本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費は全て受託者の負担とする。
- ⑪その他、契約書及び仕様書に定めのない事項については、都度、伊丹市と受託者双方協議のうえ定める。この仕様書に定めのない軽微な業務について、伊丹市の指示に従うこととする。
- ⑫スケジュールにおいては予定であり、変更することがある。
- ⑬受託者は、本件業務の遂行上知りえた情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本件の目的以外に使用してはならない。
- ⑭受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- ⑮委託料は、成果物の納品後及び業務完了届の提出後、伊丹市の検査の後に支払うものとする。